

合議制裁判・労働審判がないことの不都合事例（準抗告以外）アンケート結果集計表

アンケート対象者：神奈川県弁護士会相模原支部会員

アンケート実施日：令和3年6月24日

1 地裁本庁に事件が回付あるいは移送された事案		
番号	事案	回付による不利益
1	<p>手首の骨折治療に係る医療過誤訴訟を地裁相模原支部に提起したところ、第1回期日前に地裁本庁の医療専門部に回付され、合議に付された事案。</p> <p>提訴（支部） ↓ 回付 ↓ 第1回期日（本庁）</p> <p style="margin-left: 200px;">} 約3か月</p>	<p>①回付後、地裁本庁で指定された第1回期日は提訴から約3か月後となり、訴訟遅延が生じた。</p> <p>②原告（患者）・被告（病院）双方とも相模原市内に所在し、証拠も同市にあったにもかかわらず、合計10回以上も地元から離れた地裁本庁で審理され、余分な往復時間と交通費がかかった。</p> <p>③遠方の法廷で往復の移動に相当な時間がかかるため、期日の予定が入りにくく（当該期日のために半日の予定がつぶれる）、期日がなかなか決まらず、訴訟進行が遅れた。</p> <p>④相模原地域の特徴として比較的大きな病院があり医療過誤事案が想定されるが、どのようなケースでも医療過誤というだけで地裁本庁に提訴することを求められると、訴訟提起を断念し、結局、法的救済を受けられないケースもあるのではないかと危惧される。</p>
2	<p>地裁相模原支部に国賠請求訴訟を提起したところ、長期間審理後に地裁本庁に回付され、合議に付された事案。</p> <p>提訴（支部） ↓ 第1回期日（支部）</p> <p style="margin-left: 200px;">} 3か月超</p> <p>↓ 支部最終期日</p> <p>↓ 回付</p> <p>↓ 本庁初回期日</p> <p style="margin-left: 200px;">} 約9か月半</p>	<p>地裁相模原支部の当初の担当裁判官のもとで1年4か月審理された後、同裁判官の異動に伴い交代した裁判官が、赴任年の夏頃、合議相当と判断して地裁本庁に事件を回付した。地裁本庁合議部は、地裁相模原支部の当初の担当裁判官が争点を的確に把握していなかったとして、訴訟提起から約2年5か月後、争点を明確にした上で、当事者に対し当該争点に沿う形での主張をし直すよう指示した。上記一連の回付経過により、訴訟当事者は、訴訟提起から約2年5か月間を浪費したことになり、多大な不利益を受けた。依頼者は、「結局最初からやり直すのですね。長いですね。」と嘆いた。</p>

3	番号2と同一事案	<p>①関係者全員が相模原市に所在し、依頼者も和解や尋問等の期日に出頭し易い地裁相模原支部での審理を強く希望したため、同支部に訴訟提起した。しかし、相手方代理人より合議制のある地裁本庁への回付上申がなされたため、反対の意見書を提出し、回付の是非が問題となった。結果的に、地裁相模原支部で初回期日が開かれるまで提訴から3か月超を費やし、審理開始前から訴訟が遅延した。地裁相模原支部に合議制があれば回避できた不利益である。</p> <p>②地裁相模原支部で審理が開始されたが、約1年4か月後担当裁判官が異動となり、期日が取り消された中で、後任の裁判官が当事者の意見を聴取することなく事件を地裁本庁に回付した。回付後、地裁本庁で期日が開かれたのは地裁相模原支部における最後の期日から約9か月半後であり、その間何の審理も行われないうちに宙に浮いた状態にあった。</p> <p>③既に双方が医師の意見書を提出するなどして訴訟の段階としてはかなり進行していたにもかかわらず、回付後地裁本庁では、支部での争点整理が誤っていたことや、地裁本庁の裁判官が記録を読み込めていないという理由により、争点整理を一からやり直すことになり、著しい訴訟遅滞が生じることとなった。</p> <p>④争点が複雑でウェブ会議での審理ができず、地裁本庁への期日出頭が必要となった。訴訟が遅延し、遠方の裁判所への出頭が続く中で、依頼者が負担することとなった費用や時間は、依頼者にとって看過できない損害である。</p> <p>⑤また、和解や尋問の期日において、幼い子供のいる依頼者が往復3時間以上かけて地裁本庁に出頭することも、看過できない負担である。</p> <p>⑥地裁相模原支部に合議制がないという司法行政の都合により訴訟が遅延した結果、被告側においても、賠償額が多額となれば、看過できない額の遅延損害金の増加を招くという不利益がある。</p>
---	----------	--

<p>4</p>	<p>保険関係のトラブルに関し、70代の高齢者が保険会社に対する損害賠償請求訴訟を地裁相模原支部に提起したところ、第1回期日前に地裁本庁に回付され、合議に付された事案。</p> <p>原告代理人として、回付につき反対意見を述べたが、結果的には回付された。</p> <p>提訴（支部） ↓ 回付 ↓ 第1回期日（本庁）</p> <p style="text-align: right;">} 約2か月半</p>	<p>①回付後、地裁本庁で指定された第1回期日は提訴から約2か月半後となった。回付により期日指定が遅れ、依頼者は審理遅延の不利益を受けた。</p> <p>②また、回付により審理が遅延すると、被告側としても、その分遅延損害金が増えるという不利益を受ける可能性がある（認容賠償額が多額であれば増加する遅延損害金も看過できない金額となる）。</p> <p>③依頼者が裁判官に対して自らの強い気持ちを示すために裁判期日に毎回必ず出頭したいという希望を有していたため、最寄りの裁判所である地裁相模原支部に提訴した。しかし、事件が地裁本庁に回付されたことにより、横浜まで車で移動できない高齢の依頼者は、強く希望していた裁判期日への出頭ができなくなってしまった。</p> <p>また、依頼者の配偶者も被告に対する強い憤りを感じており、裁判の傍聴を強く希望していたが、地裁本庁が遠方であったため、解決までの2年間、一度も傍聴をすることができないまま、病気で他界することとなった。</p> <p>④争点が多く、出頭を要する口頭弁論期日が十数回に及んだため、代理人の交通費は、地裁相模原支部の場合と比べて相当に増大した。</p> <p>⑤合議自体の質はかなり良かったため、結果的に地裁相模原支部での単独裁判より良い解決になったと考えるが、前記の交通費負担や裁判期日に出頭・傍聴できなくなった依頼者及び家族の不利益は看過できないものであった。</p>
----------	---	--

<p>5</p>	<p>建築工事の請負人が工事作業中に転落し、寝たきりとなった事故につき、発注元に対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求訴訟を地裁相模原支部に提起したところ、同支部で2回期日が開かれた後、地裁本庁に回付され、合議に付された事案。</p> <p>提訴（支部） ↓ 支部最終期日 ↓ 回付 ↓ 本庁初回期日</p> <p style="text-align: right;">} 約4か月</p>	<p>①回付後、地裁本庁で期日が開かれたのは、地裁相模原支部での最後の期日から約4か月後であった。また、地裁本庁では、地裁相模原支部の第2回期日に被告が提出した第1準備書面の内容とほぼ同内容の準備書面を再度提出するよう被告に指示があり、いわば仕切り直しとなった。結果として、地裁相模原支部での審理はほぼ無意味と化した。こうした空転期間も含めると、回付によって約半年間も訴訟が遅延したことになる。地裁相模原支部に合議制があれば、提訴から1か月後には合議体の裁判が開始されていたはずである。</p> <p>②原告は怪我で全く働くことができず、また一切の賠償義務を否定していた被告から賠償を受けることもできず、生活に困窮していた。かような状況の中、事件が地裁本庁に回付されたことで、地裁相模原支部より遠方にある地裁本庁の期日に出頭する代理人の交通費や傍聴を希望する家族の交通費が余計に嵩むこととなり、原告家族の生活を更に圧迫した。</p>
<p>6</p>	<p>地裁相模原支部に医療過誤訴訟を提起したところ、第1回期日前に、地裁本庁に回付され、合議に付された事案。</p> <p>提訴（支部） ↓ 回付 ↓ 第1回期日（本庁）</p> <p style="text-align: right;">} 約3か月</p>	<p>回付後、地裁本庁で第1回期日が開かれたのは提訴から約3か月後であった。地裁相模原支部で裁判が受けられた場合と比較して、審理が始まるまでに相当の時間がかかった。</p>
<p>7</p>	<p>地裁相模原支部に団体決議無効確認訴訟を提起したところ、第1回期日前に、憲法問題（部分社会の法理）が含まれるとして、地裁本庁に回付され、合議に付された事案。</p> <p>提訴（支部） ↓ 回付 ↓ 第1回期日（本庁）</p> <p style="text-align: right;">} 約3か月</p>	<p>①回付により、提訴後第1回期日が開かれるまで約3か月を要した。</p> <p>②当事者は双方とも地裁相模原支部管轄地域に所在していたため、地裁本庁での尋問期日や和解期日に出頭するにあたり、時間的、費用的負担が増した。</p>

<p>8</p>	<p>相模原簡裁に労働関係紛争の内在する損害賠償請求訴訟を提起したところ、同紛争の複雑さ・専門性を理由に、地裁本庁に裁量移送された事案。</p> <p>移送決定にあたり、原告代理人として、労働関係紛争に関し法的に難しい問題点はないこと等を指摘して、地裁相模原支部への移送を求め、地裁本庁への移送に反対する意見を述べたが、上記決定を受けた。</p> <p>提訴（簡裁） ↓ 簡裁最終期日 ↓ 移送 ↓ 本庁初回期日</p> <p style="text-align: right;">} 約5か月</p>	<p>①相模原簡裁で最後の期日が開かれた後、地裁本庁の初回期日が入ったのは約5か月後であった。当事者は、その分解決時期が遅れるという不利益を受けた。</p> <p>②地裁本庁における争点整理手続はウェブ会議により行われたが、もし地裁本庁において尋問が実施されていれば、少なくとも原告側においては、往復3時間以上の移動時間の負担とその移動に伴う交通費負担という不利益が生じるようになった。</p>
----------	---	---

<p>2 他の裁判所が遠方等の理由により、合議制裁判及び労働審判のない最寄りの地裁相模原支部で法的手続を取らざるを得ず、不利益が生じた事案</p>		
番号	事案	合議制裁判や労働審判がないことで生じた不利益
<p>1</p>	<p>名ばかり管理職の未払残業代支払請求訴訟を地裁相模原支部に提訴した事案。</p>	<p>労働審判が最適な手続と思われたが、依頼者が地裁本庁で行われる労審判期日に毎回出頭することは困難であるとして最寄りの地裁相模原支部への提訴を希望したため、同支部に提訴した。</p> <p>結果として解決まで1年半以上の歳月を費やしたが、労働審判であれば数か月で解決できたはずである。もっとも、地裁本庁の労働審判では、依頼者に余分な交通費負担や往復3時間以上の無用な移動時間の負担が生じてしまう。</p>

<p>3 地裁相模原支部に管轄はあるが、あえて同支部以外の裁判所に（管轄を取るなどして）事件を持ち込んだ事案</p>		
番号	事案	他の裁判所に事件を持ち込んだ理由等
<p>1</p>	<p>建築関係訴訟</p>	<p>地裁相模原支部の単独制裁判における判断の妥当性に不安があるため、建築関係訴訟については、基本的に全件、合議体のある地裁本庁等の裁判所に提訴している。</p>

2	解雇及び出向命令の無効を主張した労働訴訟（地位確認、残業代請求等）	<p>通常の地位確認訴訟と比較してかなり複雑な事件であったため、合議体のない地裁相模原支部を避けて、合議体のある地裁本庁に提訴し、合議に付された。</p> <p>複雑な事件であったため、合計11回裁判所に出頭し、訴え提起から判決まで約1年10か月かかった。おそらく単独制裁判しかない地裁相模原支部に訴えを提起していれば、その倍近くかかったのではないかと思われる。</p> <p>依頼者は、八王子近辺に居住していたところ、全回、代理人とともに地裁本庁の期日に出頭した。地裁相模原支部と比べて、出頭するだけでも相当な負担であった。</p>
3	交通事故（重度後遺障害）訴訟	<p>交渉段階で当事者間に大きな隔たりのある争点が多項目にわたり存在した。その中には、証拠を丁寧に分析評価する必要のある争点や裁判例及び文献に即して適正な判断を得たい争点などがあつた。また、訴訟上和解するにしても、本人親族に熾烈な被害感情が存する事案であったため、的確かつ迅速な争点整理と説得力のある裁判所和解案の提示が望まれた。</p> <p>しかし、当時の地裁相模原支部の単独制裁判における争点整理や和解案に不十分な印象を抱いていたため、本事案の解決には馴染まないと考え、やむなく、合議に付されることが期待でき、管轄のあつた東京地裁に提訴した。</p> <p>結果、交通集中部の合議事件となり、迅速かつ的確な争点整理のもと、本人親族の理解も得て早期の和解が実現した。この点、地裁相模原支部において合議制裁判が実施されていれば、関係者にとって身近で利便性のある同支部に提訴していた可能性が高い。</p>

4	交通事故（人身）訴訟	<p>過去に、地裁相模原支部に交通事故の人身損害賠償請求訴訟（訴額1000万円程度、大きな争点はなく過失割合と損害の調整が必要な程度の事件）を提起したところ、担当裁判官からこうした事件につき支部への提訴を避けてほしい旨の発言があった（しかし地裁本庁への回付はされなかった）。また、事件処理としても、和解の局面で裁判所の調整機能が働かず、当事者間で期日外に調整を重ね、訴外和解して訴えを取り下げる結果となった。</p> <p>以後、少し複雑な交通事故の裁判は、保険会社を被告に加えて東京地裁に起こすことがある。</p>
---	------------	--

4 遠方での審理を嫌忌して相談者や依頼者が司法の救済を断念した事案		
番号	事案	断念した理由等
1	労働審判相当事案	相模原市に居住する多忙な方が、労働審判に出頭するために半日以上かけるのは困難という理由で、労働審判申立てを断念した。また、地裁相模原支部への訴訟提起についても、訴訟では解決に時間がかかるということで断念。
2	パワハラに関する慰謝料請求や不当解雇の無効確認をしたいという事案	労働相談の際に、労働審判は地裁本庁への出頭が必要になるという話をすると、労基署のあっせんどまりで、その先は諦めようとする人が多い（過去に最低でも2件、司法救済を断念した事案を経験）。地裁本庁の往復には相当の移動時間がかかるため、平日に半日あるいは一日かけて労働審判に出頭することが困難な方々が多い。
3	不当解雇、解雇予告手当不払いの事案	請求金額がさほど高くない事案や、本人の資力が乏しい事案など、本来、労働審判を申し立てるのが適当と考えられた法律相談事案について、横浜の地裁本庁までの交通費の負担や、新たな仕事に就いたばかりで休みが取れないなどの事情により、法律相談のみで終わり、法的解決を諦めたと考えられるケースを何件か経験した。

5 その他（他庁の裁判官が合議制のない支部の判断能力を不安視する発言をしていた、地裁相模原支部に合議制や労働審判がないことに関し日々の業務において感じていること等）		
番号	事案	不利益等
1	交通事故訴訟（過失が最重要争点）	控訴審で、高裁裁判官から、支部ではなく地裁本庁に申立てた方が良い旨言われた。

2	建築工事の請負代金請求訴訟	地裁相模原支部に提訴後、調停に付された。担当裁判官より調停に代わる決定を出すと言われてから実際に決定が出るまで3年かかり、その間期日は開かれなかった。結局、調停に代わる決定に対し異議申立てがあり、判決解決となった。地裁相模原支部に合議制があれば、合議に付されていた可能性もある事案であり、そうであればかような手続遅延は起きなかったと思う。
3	労働審判	労働審判が馴染む事案につき、地裁本庁に労働審判を申立てる度に、当事者が遠方の地裁本庁に行かなければならないという不利益を感じる。
4	労働事件（解雇事案）	労働審判が馴染む事案について、地裁本庁が遠方であるため申立てを断念し、かつ訴訟は依頼者の意に沿わなかったため、結果的に交渉により解決を図るほかなかった。しかし、依頼者にとって最善の解決ではなかったと感じる。地裁相模原支部で労働審判を申立てることができていれば、良かったと思う。
5	日々の業務	合議制のある地裁本庁の方が裁判の質的担保という点では信頼がおけるが、遠いため（時間的、金銭的節約のため）、全て地裁相模原支部で審理するようにしている。しかし、少しでも難しい事件を提起すると、すぐに地裁本庁に回付しようとするため、依頼者に交通費の目途や（回付に伴う遅れが生じるため）解決までの時間を示すことが難しくなっている。
6	日々の業務	合議制がある地裁本庁の方が裁判の質的担保という点では信頼がおけるが、遠いため、地裁本庁で審理した方が良いと思われるような後遺障害が重い交通事故の事案も、地裁相模原支部に提訴している。このような事案について、地裁相模原支部の単独制裁判において提示される和解案は、地裁本庁の合議制裁判において提示される和解案に比べて個々の事案に即した検討評価が不足しており（例えば単純に双方主張額の間を取るような提案）、当事者の納得を得られにくいケースが多いと感じる。